

令和7年度 大分県社会保険協会事業計画書

内閣総理大臣を議長とする「全世代型社会保障構築を目指す検討会議」が令和元年9月に設置され、能力に応じた全世代が支え合う「全世代型社会保障」を構築し、将来世代も含めた全世代の安心の保障と、社会保障制度の持続可能性を高めるための検討がなされてきました。検討会議の議論の視野は、本格的な「人口減少」と「超高齢社会」への対応、また、目指すべき方向性としては、現役世代の負担軽減として、少子化の流れを変えるため、子育て・若者への支援を強化するとともに増加する社会保障給付を重点化・効率化しつつ、能力に応じて皆で支え合う仕組みを構築する。さらに、社会保障制度の支え手を増やすために、働き方に中立的な社会保障制度とすることで、女性や高齢者の就労を促進するとしています。

この様な考えの下、これまで、様々な制度改革等が行われてきておりますが、現在、年金制度については、5年に一度の財政検証の結果を踏まえた制度改革が検討されています。社会保障審議会年金部会における議論の整理が令和6年12月に取りまとめられ、次期年金制度改革等における考え方が示されました。この中には、これまで逐次行われてきた被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、標準報酬月額の上限の見直し、遺族年金制度の見直し等が示されています。

また、医療保険制度についても、国民階保険を堅持すべく制度改革等が検討されていますが、年々増え続ける医療費をどのようにして賄うのかという議論がされています。こうした中、これまですでに年金制度・健康保険制度等の改正も一部行われており、今後とも逐次法改正がなされていくものと思われます。

年金制度、健康保険制度の運営主体である日本年金機構年金事務所及び全国健康保険協会大分支部においても被保険者等に対する周知広報等が適時図られておりますが、当協会としても、これらの機関並びに大分県社会保険委員会連合会等の関係機関と連携を密にし、会員事業主はもとより、被保険者及び被扶養者等への広報活動事業を実施するとともに、併せて、健康づくり事業及び体育奨励事業など被保険者等の健康と福利の増進に寄与するための各種事業を積極的に実施することとします。

1. 社会保険制度の普及推進を図るための啓発事業(継続事業1)

事業主、被保険者等に対し、公的年金制度及び健康保険制度の周知徹底を図り、社会保険事業の円滑な運営に資するため、次の広報活動及び啓発活動を実施する。

(1) 広報誌の発行

広報誌「社会保険おおいた」を発行し、年金制度及び健康保険制度のしくみや法律改正の内容、年金事務所や全国健康保険協会への届け出が必要な届書の記入方法や提出時期などの事務手続き等についての情報を迅速かつ的確に提供する。

なお、広報誌「社会保険おおいた」は、社会保険制度の普及を図るため、会員事業所を始め、県内の各年金事務所、全国健康保険協会大分支部の窓口にも

備え置き、来訪者にも広く配布するとともに、本会のホームページに掲載して周知徹底を図る。

また、ホームページを活用した動画による周知広報についての検討を行う。

「協会だより」を4月及び6月に発行する。

(2) 社会保険事務講習会等の開催

社会保険適用事業所の事務担当者を対象に社会保険制度説明会を開催し、社会保険制度の内容や事務手続き、法律改正の内容等について周知することにより、事務担当者の制度に対する知識の向上及び事務処理の適正化を図る。

なお、社会保険制度説明会の開催にあたっては、日本年金機構年金事務所及び全国健康保険協会大分支部の協力を得ながら実施する。

また、実施にあたっては、広報誌「社会保険おおいた」及び本会ホームページに開催案内を掲載するほか、各年金事務所及び全国健康保険協会大分支部にも周知の依頼を行う。

2. 被保険者等の福利増進及び健康の保持増進に関する事業(継続事業2)

被保険者等の健康に関する知識の習得、健康意識の高揚を図るとともに、疾病の早期発見、早期治療を促すことにより医療費の上昇を抑制し、健康保険制度の健全な運営に資する。

特に、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率については、全国平均の10%を超える保険料率となっており、被保険者等の健康づくり事業を積極的に行う必要があることから、全国健康保険協会大分支部等の関係機関と協調し、各種事業を効果的に実施する。

(1) 保健師等による事業所における健康づくり指導講習会

社会保険適用の事業所における被保険者等に対し、保健師、健康運動指導士、管理栄養士等による講演、実技指導、体力測定等の健康教育を実施し、健康に対する意識の高揚を図り、もって、被保険者等の健康の保持増進に資する。

(2) 保健師による健康相談

事業所内において、保健師による生活習慣病予防健診等の健診結果に基づく個別の健康相談を実施し、生活習慣の改善指導を行う。

(3) 生活習慣病予防健診の受診の促進

疾病の早期発見・早期治療を促すため、広報誌「社会保険おおいた」により、被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防健診、特定健診の受診促進を図る。

(4) 健康づくりセミナー

社会保険適用事業所の事務担当者を対象に「健康セミナー」を開催し、健康に対する知識の向上を図るとともに、事業所の被保険者に対する健康づくりへの意識高揚等に役立ててもらふ。

(5) 健康づくりDVDの貸出し

事業所内において、健康に関する知識の習得、健康意識の高揚を図るため、健康づくりDVDの貸出しを行う。

3. 社会保険制度の普及促進事業(その他事業1)

(1) 年金委員及び健康保険委員への支援

事業所の年金委員及び健康保険委員に対し、社会保険に関する情報誌等を配付し、事業所内における被保険者等からの各種相談に役立ててもらい、制度の普及を図る。

また、年金委員、健康保険委員で組織された、大分県社会保険委員会連合会及び各年金委員会等と連携を密にし、年金委員・健康保険委員による普及活動等の強化に努める。

(2) 年金相談・年金シニアライフセミナーの実施

事業所内において、年金受給を控えた被保険者等に対し、年金の見込額、受給手続き等、具体的な年金相談を実施する。また、事業所において一定年齢以上の被保険者等を対象に、充実したシニアライフを送れるよう、社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済及び健康の保持増進等に必要な知識を提供するため、年金シニアライフセミナーを実施する。

なお、実施にあたっては、全国社会保険委員会連合会等の協力を得ながら行う。

(3) 参考図書の配布

社会保険制度の内容や事務手続を解説した参考図書を随時配布し、制度の周知に努める。

(4) 日本年金機構年金事務所、全国健康保険協会大分支部等関係団体との意見交換並びに情報提供を行う。

特に、日本年金機構大分年金事務所が設置している「大分県地域年金事業運営調整会議」に参画して年金制度の周知・広報等の実施について意見を述べる。

(5) ホームページを活用した動画による制度の周知広報

4. 被保険者等の健康づくり及び福利増進事業(その他事業2)

被保険者等の心と体の健康の保持増進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 第30回健康ウォーキングを開催する。

(2) 第30回社会保険ミニバレーボール大会を開催する。

(3) 被保険者等の福利増進及び健康増進を図るため、海の家・山の家を開設する。

(4) 健康保険委員会等が実施する健康づくり事業等への後援

(5) 施設優待事業の実施

(6) 健康寿命日本一おうえん企業の取り組み

(7) 被保険者の福利増進等に資する物品等の斡旋

5. 社会保険事業等の円滑な推進に寄与する団体への協力

本県社会保険事業の円滑な推進に寄与している大分県社会保険委員会連合会の事業活動に協力し、被保険者及び被扶養者等の福利の増進に努める。